
総論

むすび

1 これからの課題としての高齢者社会

多くの人々が長い人生を歩むようになることは、国民一人ひとりに対し、どのような人生を歩むか、また、どのような人生設計をたてるかという問題を投げかけると同時に、家庭、企業及び社会全体に対しさまざまな影響を与える。

高齢者社会という我が国が未だ経験したことのない問題に対し、的確に対応しつつ、さらに高齢者社会の特質を生かしながら長生きを喜ぶことのできる潤いと活力ある社会を築き上げてゆくことがこれからの課題である。

総論

むすび

2 今日の老人-これからの老人

これまでの老人は、企業等の定年退職者として老後を迎えた人も少なくなかったが、農業や自家営業、家族従業者として働き、戦争と戦後の復興期を通じて3人から4人の子の養育に苦勞し、その後、激しい経済社会の変動を経験して来た人々の姿が一つの典型であった。したがって農村に住み、農地と住居をもち、現在でも農業を営み、あるいは自営業主として就労している老人は相当数いる。しかし、これから新たに高齢者の仲間入りをする人々の多くは、従来とおもむきを異にし、そのかかえる問題も異質なものになるであろう。すなわち、30年代後半の我が国における急速な工業化、都市化が進行する中で雇用者として就業した人々は、これから60年代へかけて定年年齢を迎え、やがて職業生活から退いていく。

これらの人々は都市に住み、雇用者としていわゆる都市の生活を送ってきた人々であり、その多くが、老後を迎えていかに住宅を確保し、またいかに生活の手段を得るかという問題をかかえることとなる。

また、育てあげた子どもの数も2人程度と少なく、親子の関係に対する考え方の変化と相まって子どもに依存することも必ずしも期待できない状況である。更に多くの人々は企業というコミュニティに生きてきたため、地域とのつながりが乏しく、いったん就労から離れると家庭にとじこもりがちとなる。また、都市の居住環境が交通の混雑等により老人むきでないことが、地域社会とのつながりを一層弱めていることなども指摘されている。

総論

むすび

3 若い人々の課題としての高齢者社会の到来

高齢者社会の問題は、老人問題に限定すべきではない。

すなわち、第1に社会としての老人扶養という視点からすれば、老人の問題は、同時に扶養する働く世代の問題であり、また、長期的に見れば増大する扶養の負担を担うあたたかい心と高い資質・能力をもった次の世代をいかに育成するかという問題でもある。

また、第2に一人ひとりの人生設計の視点からすれば、長生きすることは単に老後期間の延長を意味するものとして消極的にとらえるのではなく、学習する時期、就労する時期、余暇を楽しむ時期について、従来の考え方にとらわれることなく人生の時間配分をとらえ直すことでもある。高齢になっても社会の一員として活躍し続けることが多くの老人の希望でもあり、それはまた同時に高齢者社会の要請にも合致するものである。

このように、従来の老後の過ごし方が変化していくことは、これからの若い時代の過ごし方についても変化をもたらすであろう。働き盛りの時代にあっても働きながら常に新しい知識の吸収のため学習が行われ、また老後においても余暇を楽しみつつ仕事を続けるという常に彩りに富む長い人生も一つの生き方である。

総論

むすび

4 高齢者社会における社会保障

以上老人について、また高齢者社会についていくつかの点を指摘したが、これらの点を踏まえつつ社会保障及びその周辺問題について考えてみたい。

総論

むすび

4 高齢者社会における社会保障

(1) 健康

老人はともすれば病気になりやすく、人々が老後を考えるとき、病気に対する不安が大きな比重を占めている。こうした不安に対し、病気の際に必要な医療が受けられる保障、身体が不自由になったときの介護に関して今後公的にどこまで保障すべきなのかを明らかにしていく必要がある。

また、国民全体の健康の問題として、医療供給体制についてへき地医療対策、救急医療対策、循環器疾患対策等新たな社会情勢の変化に応じて必要な施策の充実を図るとともに健康な老後を迎えるために若い時代からの健康づくり施策をすすめる必要があるが、この関連で家庭で行われる健康管理の果たす役割の重要性を見落してはならない。高齢者社会においては乳幼児の健康管理を含めもう一度家庭保健のあり方を検討する必要がある。

総論

むすび

4 高齢者社会における社会保障

(2) 所得保障——年金と就労

年金は老後において所得保障の機能を果たすとともに、働く人々の人生設計を可能にすることにより、将来について明かるい展望がひらけるといふ効果も併せ持つものであり、急激に変ぼうする時代にあつてまじめに働く人々の老後によりどころを与えるものである。

我が国の年金水準は制度的には欧米諸国に比して遜色のない水準に達してはいるが、他方現在の老齢年金受給者には経過年金の受給者が多く、その水準の引上げが要望されている。また婦人の老後保障の問題として遺族年金についてもその充実が期待されている。これらについては制度上の問題及び将来にわたる膨大な所要財源をいかに確保するかの問題があるが、人々の老後の生活設計に果たす役割の重要性に鑑み費用負担を含め広く国民の理解を得ることが必要であろう。

一方、国民がその老後の展望を明らかにするためには、高齢者の就労環境の改善が図られることが必要である。我が国の労働市場は従来から定年等により離職した高齢者に不利な状況となつており、また、労働力人口の高齢化という長期的な動向等を考えれば、高齢者の就労を確保するため、雇用賃金慣行の改善を図りつつ定年の延長を積極的に推進するとともに、職業訓練職業指導、職業相談その他各種の高齢者の雇用促進措置を活用することが重要であり、またこれらに加えて自営業者への道についても一つ可能性として検討することも意義があろう。

なお、こうした就労に対する各種の施策と年金を中心とする社会保障制度との調整が重要となろう。

総論

むすび

4 高齢者社会における社会保障

(3) 家庭生活

老親と子の同居は我が国の特質であり、諸条件が整えば、それは核家族にはない家庭機能の安定に寄与するとともに、同時に老人にとっても生きがいと安心につながるものである。

しかし、現実には70歳を超えた老親を扶養する立場にある40歳代、50歳代の人々は、子供の高等教育の費用と老親の扶養という二重の出費をしいられる場合も少なからずあり、その場合、老親を扶養したいと思う気持は強くとも、現実には容易ならざる状況にある場合も多いし、同居に対する意識も都市部の人々やより若い世代の考え方においては多様化している。仮に親子が共に同居を望むとしても、たとえば、80歳を超える老親の場合は、その子供夫婦はすでに定年年齢を経過しており、幼児をかかえた孫夫婦世帯が中心で、それが二世代の老親と同居し扶養するようなケースが生ずるわけである。

こうした点からみて、同居という、我が国のいわば「福祉における含み資産」とも言うべき制度を生かすに際しては、少なくとも同居することが大きな経済上の負担を意味することのないよう、老人に対する所得保障を充実すると共に同居を可能にする住宅等の諸条件を整えることが必要である。

さらに、老人と若い世代の人々が扶養する者とされる者という固定した意識を捨て、お互いに新しい時代にふさわしい家庭を創り上げる者として、参加する姿勢が必要であろう。

総論

むすび

4 高齢者社会における社会保障

(4) 世代間のコミュニケーション

核家族が全世帯の約6割にも達した現在は、言い換えれば、幼い子供の多くが祖父母の暮らしに接触することなく育っている時代である。このことは、老人及び老化の過程についての青少年の理解が乏しくなっている事態を招いているとも言えよう。健康面での衰えからうかがうことのできない知識経験や、長い体験による人生の重みについて見聞きし、理解する機会が少ない。また、老人が元気であるときに、老人が子ども達の成長の為に力を貸すこともなく過ごし、その後、身体の衰えが目立ってから始めて、青少年の家庭に扶養される者となって姿を現わすような場合も少なくない。

今後、世代間のコミュニケーションは自然の成り行きに任せるだけでは稀薄になるばかりであり、それだけに世代間の理解については、相互の積極的な助け合いの姿勢と国民各層の取り組みが必要である。

老人が青少年の心情を理解すること、そして青少年が老人という存在、-その長い人生を経た識見と、老化によって生ずる弱さ-を理解し、相互のコミュニケーションが行われることが、潤いある社会の為に必要であろう。若者ばかりの街、年寄りばかりの集会というパターンではなく、世代を超えた集団づくりに目が向けられて然るべきであり、その為の環境づくりを新しい課題として取り組んでいく必要がある。

総論

むすび

4 高齢者社会における社会保障

(5) 社会保障の給付と負担

今後人口構造の老齢化が進行するとともに、現行の社会保障の枠組の下においても国民の負担が増大することは避けられない。53年1月の厚生省の試算等によれば、52年度の給付水準(対国民所得比で約11%)を固定し、人口増と人口老齢化の要素のみで、75年度には社会保障給付費の対国民所得比は19.3%に達すると推計されている。この推計は現在の制度を前提にして最低限この水準に達するというもので、給付内容の改善等が行われるとすればそれ以上の水準に達することとなり、同時に負担の面でも同様の上昇を要することとなる。

52年12月に総理府が行なった「社会保障の費用負担に関する世論調査」によると、今後の社会保障と費用負担については、「負担が大幅に増えてもよりよい保障を望む」が17%、「今の水準を保つためには負担が増えてもやむを得ない」が29%に対し「水準が多少下っても負担を増やさない」が22%となっており、社会保障のための負担増については、ある程度の理解が示されていることがうかがわれる。しかし、同時に現在の社会保障水準を切り下げてもよいから負担増は避けたいという考えの人が少なからずあることにも着目する必要がある。

このようなことを考えると、例えば高齢者の生活保障という見地から当面改善を迫られている問題についてはそのプログラムを着実に推進するとともに、既存の制度についても経済的社会的に弱い立場にある人々に対しては十分な保障を確保しつつ、他方収入のある人々、元気な人々に対しては相応の自助努力を求めることも必要であり、伸ばすべきは伸ばし、合理化すべきものは合理化するという考え方で今後の社会保障を見直すことが必要であろう。

一方、個人所得に占める税、社会保険等の負担の割合をみると1975年で日本11.8%に対してアメリカ19.5%、フランス22.3%、イギリス23.8%、西ドイツ27.1%、スウェーデン35.8%となっており欧米諸国に比してまだ低い。戦後30年にわたって作り上げられた社会保障水準の総体を切り下げることには問題があること、将来における私的扶養力の充実ということはなかなか期待し難い面があることなどを考え、受益者負担も含め必要な負担増について、老若間の理解を含めた国民的合意を得るための努力を怠ってはならないであろう。